

食品安全委員会第516回会合議事録

1. 日時 平成26年6月3日（火） 14:00～14:39

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「クロルプロマジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「ラサロシド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬及び動物用医薬品「フェニトロチオン」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官、
池田評価情報分析官、野口リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<クロルプロマジン>

資料2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<ラサロシド>

資料3 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
<フェニトロチオン>

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から第516回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は3点ございます。

資料1が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料2が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」。

資料3が「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 まず、「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

それでは、事務局から説明してください。

○山本評価第二課長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、御説明いたします。

資料1の3ページ目の「審議の経緯」をごらんください。ここに記載がございますように、この評価書案につきましては、先週5月27日に開催された第15回「食品安全委員会」におきまして、評価書案の内容について説明させていただきました。その際、佐藤委員から、評価書案の一部記載内容に意味が分かりにくいところがあるといった御意見をいただきまして、それを受けて、専門調査会の各専門委員に御相談の上、評価書案を一部修正いたしました。

それでは、内容について説明させていただきます。具体的には資料1の一番後ろのページの参考資料を見てください。変更前、変更後と左右対象に書いてございます。

まず最初に、4ページの要約の部分でいきますと、御指摘の部分は、中ほどにアンダーラインがあります。「判断できなかった」という部分。この点については遺伝毒性試験において遺伝毒性を示す可能性が示唆されたのですけれども、それを否定することはできないという意味で「判断できない」という表現で、この「判断できない」というのはどういう意味なのかというのが分かりにく

いという御指摘。

その下に、この4ページの要約でいくと、一番下にまた線が引いてあります。「ADIを設定することは適当でない」。これもどういう意味で適当でないのか意味が分かりにくいということでありまして、訂正案は左側に書いてございます。

中ほどの「判断できなかった」のところは、遺伝毒性を示す可能性については否定できなかったと。結果として「否定」できないということを明確にさせていただきました。

その下の部分については、「以上のことから、クロルプロマジンについて遺伝毒性を有する可能性は否定できず、及び発がん性に関する可能性は判断できず」ということで、詳しく書きまして、ADIを設定すべきではないという意味合いに変更しております。

その次の6ページは、これは文言の整理でございます。

その下のカラムの10ページは、変更後のところだけを見ますと、最初の行のところは「染色体異常試験」と試験の名前を明記したということでございます。一番下の行にあります、ここは「否定」できなかったとしております。

裏面に行きまして、19ページの内容、これは文言の整理でございます。

23ページ、これについても同じでございます。下から6行目の「判断できなかった」のところを「否定」できない。下3行「以上のことから」ということで、変更後を読みますと、「クロルプロマジンについて遺伝毒性を有する可能性は否定できず、及び発がん性を有する可能性は判断できず、ADIを設定すべきでない」という修正にしてございます。

よろしければ、これで国民からの情報・意見の募集に入りたいと思います。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 こう直していただきますと、判断をした過程とかがはっきりしますし、ADIを設定しない方がいいのだということもはっきりするので、こういう修正でよろしいのではないかと思います。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 次の議事に移ります。「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、資料2のラサロシドについて御説明いたします。資料2の6ページをお開けください。要約が記載されておりますので、それに従って御説明いたします。

ラサロシドはポリエーテル系の抗生物質であり、今回、EMEA評価書や飼料添加物指定のための審査用資料等を用いまして、食品健康影響評価を行いました。

ラサロシドは遺伝毒性試験の結果から、DNAと直接反応して遺伝毒性を示す可能性は低く、閾値の設定は可能と考えられました。また、発がん性は認められなかったことから、ADIの設定は可能であると考えました。

各種毒性試験で得られましたNOAELの最小値は、ラットを用いた130週間慢性毒性／発がん性併合試験及びウサギを用いた発生毒性試験におけるNOAEL0.5 mg/kg体重/日でした。

毒性学的ADIは、このNOAELに安全係数として種差10及び個体差10の100を適用いたしまして、0.005 mg/kg体重/日と設定することが適当であると考えられました。

一方、微生物学的ADIはVICHの式によりまして、0.0317 mg/kg体重/日と算出されておりまして、毒性学的ADIは微生物学的ADIよりも小さいことから、ラサロシドのADIは0.005 mg/kg体重/日と設定したところです。

詳細につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

○山本評価第二課長 それでは、引き続き、お手元の資料2で補足の説明をいたします。

まず、4ページに「審議の経緯」がございます。2013年3月に残留基準設定についての評価要請を、2013年11月にインポートトレランスに係る評価要請を受けております。

7ページに若干訂正があるので、お伝えします。7ページに化学名があるのですが、「Lasalosisid A〈参考〉」のところでは3Rとか4Sとかイタリックになっておるのですが、上の方はイタリックになっていないということで、統一させていただきます。申しわけありません。

8ページ、このものの概要です。ポリエーテル系の抗生物質で、ナトリウム塩として使用されるカルボン酸イオノフォアとして作用するものです。ラサロシドAを主成分とし、その他の類縁物質としてラサロシドB、C、D、Eを含む混合物となっております。海外では動物用医薬品、飼料添加物として使用され、ヒト用医薬品としては使用されておられません。日本では飼料添加物として使用されていますが、動物用医薬品としては承認されておられません。

次に、「II. 安全性に係る知見の概要」です。

「1. 薬物動態試験」として、各種試験結果を16ページまで書いております。例えば、このページの(1)マウスの結果は、次のページの1行目からの記載のとおり、投与15分後にCmaxに達し、

血中放射活性の $T_{1/2}$ は3時間。24時間後には放射活性は検出されなくなっております。また、その10行くらい下に、TARの約95%が投与24時間後までの糞便中から回収されているということが記載されております。

16ページからが、代謝に関する試験です。

17ページに表7ということで、鶏における7日間傾向投与後の試験結果があります。この表にありますように、排泄物中の主要成分はラサロシドAでございます。これが残留マーカールになるということが本文中に記載しております。

18ページから、残留試験でございます。18ページの表9、牛における試験では、肝臓中への残留が最も高くなっております。

19ページの中ほどの下、乳汁における残留試験。これにおいては投与中、投与後、いずれにおいても残留は見られておりません。

20ページに行きますと、表10で鶏における試験の結果がありますが、これは牛と同様に、肝臓において残留が高くなっているというようなことが書いております。

28ページで、遺伝毒性のところに入ります。28ページの表22に遺伝毒性試験について、まとめております。*in vivo*試験の報告はありませんでしたが、異なるエンドポイントを利用した、これらの*in vitro*の試験結果はいずれも陰性であることから、DNAと直接反応して遺伝毒性を示す可能性は低く、閾値の設定は可能と考えられました。

29ページから、急性毒性試験、亜急性毒性試験の結果をまとめております。

32ページから、慢性毒性及び発がん性試験を記載しております。

33ページの「(3) 130週間慢性毒性／発がん性併合試験(ラット、混餌)」の結果がこのページの一番下に書いております。本試験におけるNOAELは10 ppm(雄:0.5 mg/kg体重/日)と考えられました。また、発がん性は見られないということでございます。この試験結果が本評価書における最も低いNOAELとなっております。

34ページから、生殖発生毒性試験があります。

35ページの下の方の「(4) 発生毒性試験(ウサギ、強制経口投与)②」の結果が36ページの上の方に書いてあります。これもNOAELが0.5 mg/kg体重/日ということで、先ほどの試験とともに最小のNOAELとなっております。

36ページの下の方から「8. 対象動物を用いた安全性試験」が各種動物においてなされておりますが、特段の異常は認められておりません。

41ページに「10. 微生物学的影響に関する試験」の結果をつけております。表24にありますように、この表の下の方にあるように*Peptococcus* sp.が一番低いものでございまして、これをもとにMIC_{calc}⁶を計算した結果、0.865 μg/mLと算出されております。

これらの結果をもとに、44ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、これではよろしければ、あす6月4日～7月3日まで、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思えます。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 次の議事です。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬及び動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○磯部評価第一課長 それでは、事務局から説明をさせていただきます。資料3でございます。

本件につきましては、国民からの意見・情報の募集を行いまして、1通で意見としては10件の意見をいただいております。その関係で農薬専門調査会または動物用医薬品専門調査会の方で御審議いただきまして、きょうに至っております。

まず、健康影響評価の関係でございます。62ページをごらんいただきたいと思います。62ページに本件フェニトロチオンに関しまして、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をフェニトロチオン（親化合物のみ）と設定したということと、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験の結果から安全係数100で除しまして、一日摂取許容量ADIといたしまして、0.0049 mg/kg体重/日という案で国民からの意見・情報の募集を行ったところでございます。

その結果につきましては、評価書が104ページまでございまして、その後10ページちょっとの参考ということでおつけをさせていただいております。

【意見1】でございます。いただいている御意見としましては、審議に使用した資料、特に農薬抄録が公開されていない。参照文献は全て公開して意見を求めるべきであるということの御意見でございます。

本件につきましては、特に農薬抄録に関しましては、専門調査会終了後、事務局内におきまして閲覧可能となっております。本件につきましても閲覧できるというものでございます。なお、審議資料に関しましては、そこに記載してございますように、試験成績所有者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある部分については、非公開としてございます。

【意見2】でございます。フェニトロチオンをこの意見書ではMEPと略されていますが、このMEPを初めとする有機リン剤に関しましては、多くの毒性研究文献やヒトの疫学調査文献がある。それにもかかわらず、毒性評価には参照されていないものが多々あるが、これをもとに再度、早急に評

価すべきではないか。

(1) としまして、発達神経毒性の評価が実施されていないという御意見でございます。

理由といたしまして、2ページ目に書いてあります。食品安全委員会における調査事業として、ヒトの発達障害と農薬に関する情報収集調査の結果でもMEPが考慮されねばならないことが示唆されていること。環境省のエコチル調査で、こういった有機リン農薬代謝物も挙げられていることなどを挙げられているということでございます。

これについての回答は1ページ目から記載をさせていただいております。

まず、発達神経毒性に関しましては、私どもとしては農林水産省が農薬登録申請に当たって求めている試験成績を用いて行うということで、その中では発達神経毒性試験は含まれていないということ。

また、胎児や児動物への影響に関しましては、ほかの発生毒性試験や繁殖試験等が実施されておりまして、薬物体内運命試験の結果も考えると、代謝物も含めて、こういった試験で適切に評価されるものと考えているということ。

御指摘の1の調査事業の件でございますけれども、有機リン系農薬の暴露によりまして、尿中代謝物でこのような物質が認められたということでございますが、この中では必ずしも発達障害との関係を示唆するものとはなっていないということ。

関係省の調査の関係におきまして、関係の官庁にお伝えをするということを記載させていただいております。

(2) としまして、内分泌かく乱物質に関する研究の関係で、このようなDDTの代謝分解産物であるp,p'-DDEより強力だった等々の御意見をいただいているところでございます。

この御指摘いただいた文献に関しましては、右側に記載がございましたけれども、評価者の中でも、この1世代繁殖試験の部分におきまして、脚注に記載をさせていただいて、そもそもここで試験を行ったのは、この文献で抗アンドロゲン作用が報告されていることを踏まえまして、試験が実施され、その結果、抗アンドロゲン作用を含めて、内分泌かく乱作用に感受性の高い指標に対しても影響は認められないということでございました。

(3) アレルギーの関係の影響について考えるべきではないか。3ページの(4)有機リン剤と近視の疫学調査でヒトの有機リン剤の近視への影響。化学物質過敏症患者の発症した事例で、人の健康への評価を評価すべきだと、こういった御意見につきまして、まとめて回答案をつくらせていただいております。

(3) 及び(4)ということで、原体を用いました眼刺激性試験においての軽度の眼刺激性、また、10%濃度の溶液で催涙や結膜充血が認められたけれども、点眼投与による結果ということを関係する結果として記載させていただいております。

ラットで急性眼毒性試験や亜急性眼毒性試験をやって、コリンエステラーゼ活性が阻害される量で網膜電図等に影響はないということでございましたし、モルモットの皮膚の感作性試験、吸入による感作試験でも、いずれも陰性の結果であった。また、ADIの決定に関しましては、人の個人差も考慮した安全係数を設定している。こういったことをもとに、今回設定したADIに基づくリスク

管理措置が取られれば、安全性は担保されるということで記載をさせていただいております。

リスク管理に係る部分があることから、関係の官庁への情報提供もさせていただくと記載させていただいております。

3 ページの【意見3】でございます。この評価書案でMEPのADIを0.0049としたものは誤りであるという御意見でございます。

その理由といたしまして、そこに記載がございます。ラットの長期の試験におきまして、雌雄で赤血球や脳コリンエステラーゼ活性阻害を毒性所見としているけれども、その参考資料が未公表であるということ。

10 ppm投与群でも52週齢の雄で赤血球コリンエステラーゼで、雌で脳のコリンエステラーゼの影響が出ているのではないかと。

3. として、住友化学が発表している提出資料では、無毒性量を10 ppm低い用量で言っているのではないかとといった御意見。

5 ページに行きまして、4. として、食品安全委員会はアセチルコリンエステラーゼ阻害に係りまして、「血漿はブチリルコリンエステラーゼ、AChEの両方を含有し」云々と書いているということであるけれども、脂肪酸アミド加水分解酵素やカルボキシルエステラーゼ等の阻害作用も関係するので、血漿コリンエステラーゼ評価も無視してはならないのではないかとといった御意見でございました。

これに関しましては、3 ページの右側です。公表の関係は先ほど回答1で回答させていただいた部分でございます。

2. の関係に関しましては、赤血球コリンエステラーゼ活性の阻害は20%以上ということで、2年間の試験期間で見えていきますと、ここに記載している時点で、その確認をしているということで、その中で52週時点のみ認められたことから、毒性影響と判断しなかった。

また、10 ppm投与群の雌での52週で認められた脳コリンエステラーゼ活性阻害につきましては、104週では阻害は認められなかったということで、そういうことは毒性影響と判断しないということに記載させていただいております。

住友化学の提出資料との差の話でございますが、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会では、血漿コリンエステラーゼは毒性影響の指標としていないということで、これを毒性影響と判断しなかったということでございます。

(c) のラットの慢性毒性試験に関しましては、肺炎による死亡が多発して、各検査結果の影響が考えられることから、評価に用いなかったということでございます。

4. といたしまして、血漿のコリンエステラーゼの関係につきましては、農薬専門調査会でもいろいろ議論をいたしまして、ここに記載してございますように、アセチルコリンエステラーゼのほかにブチリルコリンエステラーゼが存在し、このブチリルコリンエステラーゼの生理学的意義は不明であると。また、動物実験におきましては、明らかにブチリルコリンエステラーゼ活性が阻害される用量でも毒性影響は観察されていない。そういうことから、赤血球コリンエステラーゼ活性阻害の方が毒性影響の指標として、より適切であるという判断をしているということに記載させてい

ただいでございます。

また、92週間慢性毒性試験、ラットの亜急性毒性試験の関係の最低濃度の10 ppmでの雌の血漿コリンエステラーゼ活性の阻害云々でございます。これについては評価書の中で確かに、もともと今まで申し上げているように、血漿コリンエステラーゼ活性阻害は毒性影響としていないということでございますが、誤解を生む表現もあるということで、その部分の修正をさせていただいてございます。その修正の部分は後ほど御説明させていただきます。そういったことで農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会としては、ADIは0.0049 mg/kg体重/日とすることで妥当だと判断したということでございます。

【意見4】は、亜急性暴露試験（ヒト）の関係でございます。これについては削除すべきだということでございます。

その理由といたしましては、倫理的問題であることや試験の詳細を知ることができないこと。非常に用量が高いこと。また、疫学調査の方が大事ではないかということ等を述べられてございます。

その関係については、6ページの右側に記載がございます。あくまで、ヒトの亜急性暴露試験の結果が申請者から提出されまして、食品健康影響評価を行う上で重要であろうと考えられることから、評価書に記載をしたというものでございます。

そのほか、この結果については、その試験の内容に基づいて適切に記載したものということでありまして、投与量につきましても予備試験の結果で記載がございまして、このような用量で影響が認められなかったこともございまして、この投与量での試験が実施されたということでございます。

【意見5】の関係でございます。これにつきましても、代謝物Bの6カ月間亜急性毒性試験（ラット）の試験で、無毒性量を15 ppmとしているのは間違いだということで、理由についても、住友化学の資料では5 ppmになっているのではないかとございまして。

その内容についても専門調査会で精査いたしまして、雌の15 ppm投与群で認められた脳コリンエステラーゼ活性阻害は13%だったということから、毒性影響と判断をしなかったということで、ここで記載をさせていただいてございます。

【意見6】といたしましては、MEPの代謝物の1つであるスミオクソン（代謝物B）の影響にしましては、さらに十分に毒性評価を実施すべきではないかということでございます。理由としまして、そこに記載がございます。

回答といたしましては、オクソン体Bの関係につきましては、当然ラットの動物体内運命試験の結果を見ますと、代謝の過程の中で、このオクソン体Bの生成が考えられるということでございまして、毒性試験におきましては代謝物Bによる影響も含めて、結果が出ていると考えているものでございます。

牛、豚、鶏の畜産物残留試験の結果で、代謝物Bの残留量は検出限界未満であったこと。

水稻の植物体内運命試験で代謝物Bについては、その検出量が10%TRRを超えるものではなかったこと。先ほどのラットにおいての代謝過程で生成すると考えられることもございまして、毒性試験成績においても代謝物Bによる影響も含まれていると考えられることを記載させていただいてございます。

日本では適用のないポストハーベスト使用の記載でございますけれども、右側に、今回設定したADIに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、安全性は担保されることを記載させていただいております。

8ページにまいりまして、5. と6. で、散布による直接の影響、水道水を經由した影響ということでございます。

私ども専門調査会におきましては、食品の健康影響評価ということでございますので、そこを記載させていただいております。

そういったことをあわせまして、最終的に、代謝物Bを含めた評価が実施されたと考えていることから、専門調査会におきましては、フェニトロチオンのADIに基づく管理を行うことで、安全性は担保されるという記載にしております。

【意見7】でございます。MEPの推定摂取量が算出されているけれども、ということ、それについてはどういう根拠なのか、再計算すべきなのか、TMDIを併記されたいということでございます。

どういうふうに計算したかについて、回答として記載をさせていただいております。作物残留試験の最高値を採用した上で、ここに記載を示す条件で計算をいたしまして、記載をさせていただいております。また、先ほどの御意見の中では、食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえて、厚生労働省におきまして、残留基準値の検討がされる際に検討される部分もあるだろうということで、検討がされるものと考えられますので、そういった部分の記載もさせていただいております。

【意見8】でございます。MEP及びスミオキソンにつきまして、成人と子供では人体への影響の表れ方が異なることを配慮したARfDの評価を早急を実施すべきであるということでございます。

これに関しましては、現在、急性参照用量（ARfD）の設定につきましては、2月の農薬専門調査会でガイダンス案が了承され、今後リスク管理機関における短期摂取量推定の手法が確立された後、ARfDの評価が導入されていくということを記載させていただいております。

【意見9】といたしまして、空気中からのMEP吸入摂取に関しまして詳細な健康影響評価が必要であろうということで、環境省の記載、航空防除農薬に係る気中濃度評価値なども使って、意見をさせていただきます。

これにつきましては、右側に書いてございますけれども、食品の健康影響評価を行っているということを記載させていただきまして、リスク管理に関係すると考えられる部分もございまして、関係の官庁へ情報提供させていただくということを記載させていただいております。

【意見10】に関しまして、MEPと同じ作用機構を示す有機リン剤やカーバメート剤について総合的な毒性評価をすべきであるということでございます。

類似の作用、同様の作用を示す物質の毒性は、総合的に評価するもの。

水道水質の管理につきましては、個々の農薬の目標値だけではなくて、総農薬方式で行っているではないかということでございます。

複合影響の問題につきましては、右側に記載しております。国際的にも確立したものはなく、基礎的な検討段階であることから、現段階では総合的な評価は困難ということで、FAO/WHOが述べ

ている理由も記載をさせていただいてございます。

その上で、また右側ですが、水道法の水道水中の農薬の管理につきましては、実際に浄水から評価値の10%を超えて多く検出される項目に該当するものがないということもあって、総農薬方式による管理を行っているという理解しているということも記載させていただいてございます。

12ページ、先ほど出てきた中の記載があるものを、表の部分に別紙でつけさせていただいてございます。

一番最後に、先ほど申し上げた評価書の変更点でございます。

1 番目につきましては誤記でございます。

2 番目のカラムから、血漿コリンエステラーゼ活性の部分につきまして、先ほど回答申し上げた中で述べた理由で、評価書のこの部分について修正をさせていただきたいというものでございます。

以上でございますので、農薬専門調査会と動物用医薬品専門調査会の結論をもって答申の通知をさせていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

【回答1】で「閲覧可能となっております」ということで、これも含めてですけれども、事務局の中なので私どもは余り知らないのですが、閲覧はよく申し入れがあるのでしょうか。

○磯部評価第一課長 余りないのではないかと考えてございますが、詳細は確認しておきます。

○熊谷委員長 ほかに、村田委員。

○村田委員 詳しくないので教えてほしいのですけれども、【意見2】の2ページの(3)に「モルモットに杉花粉アレルギー性結膜炎を起こさせ」云々と書いてありますが、これの回答が眼刺激性試験云々と書いてあって、これはやはり関連があると考えてよろしいのでしょうか。

○磯部評価第一課長 関連といいますか、直接的な眼に対する作用を見ている試験。もう一つは、アレルギーだけを見ているわけではないのですが、経口投与で眼の毒性がどのくらい出るのかという試験もやっています。アレルギーという意味でいくと、通常の感作性試験で眼ではありませんけれども、皮膚の感作性なども見まして、これはモルモットでございますので、そういったもので陰性であったということで、こういった試験の結果、ADIの範囲内であれば安全性は確保できるだろうということで、判断をしたということでございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフェニトロチオンの一日摂取許容量を0.0049 mg/kg体重/日と設定するという
ことよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

| |
|---------|
| (4) その他 |
|---------|

○熊谷委員長 ほかに議事ありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週6月10日火曜日14時から開催を予定しております。

また、あす4日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、6日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第516回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。